

2024 年 8 月 19 日

各 位

会 社 名 株式会社 ROXX
代 表 者 名 代表取締役 中嶋 汰朗
(コード番号：241A 東証グロース市場)
問 合 せ 先 取締役 上級執行役員 SVP of Corporate 山田 浩輝
(TEL 03-6777-7070)

募集株式発行並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2024 年 8 月 19 日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所グロース市場への上場に伴う募集株式発行並びに株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募による募集株式発行の件

- | | |
|---|--|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 325,000株 |
| (2) 募集株式の払込金額 | 未定(2024年9月3日開催予定の取締役会で決定する。) |
| (3) 払込期日 | 2024年9月24日(火曜日) |
| (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、2024年9月12日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (5) 募集方法 | 発行価格での一般募集とし、みずほ証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受けさせる。
引受価額は発行価格と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。 |
| (6) 発行価格 | 未定(募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案の上、2024年9月12日に決定する。) |
| (7) 申込期間 | 2024年9月13日(金曜日)から
2024年9月19日(木曜日)まで |
| (8) 申込株数単位 | 100株 |
| (9) 株式受渡期日 | 2024年9月25日(水曜日) |
| (10) 引受人の対価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、発行価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。引受価額は発行価格と同時に決定する。 |
| (11) 払込取扱場所 | 株式会社みずほ銀行 日本橋支店 |
| (12) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の承認が必要な事項は、今後開催予定の取締役会において決定する。 | |
| (13) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。 | |

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出し届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。この文書は、米国における証券の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

2. 引受人の買取引受による株式売出しの件

(1) 売出株式の種類及び数	当社普通株式	2,598,100 株
(2) 売出人及び売出株式数	東京都渋谷区恵比寿四丁目 3 番 14 号恵比寿 SS ビル 1 階 クルーズ株式会社	560,000 株
	東京都渋谷区渋谷二丁目 17 番 1 号 グローバル・ブレイン 7 号投資事業有限責任組合	321,100 株
	東京都港区港南二丁目 16 番 1 号品川 East One Tower 7 F One Capital 1 号投資事業有限責任組合	313,800 株
	東京都港区港南二丁目 16 番 1 号品川 East One Tower 7 F One CapitalDX 1 号投資事業有限責任組合	193,000 株
	東京都府中市 中嶋 汰朗	170,000 株
	東京都港区六本木六丁目 10 番 1 号六本木ヒルズ森タワー15F ANRI 3 号投資事業有限責任組合	145,000 株
	東京都渋谷区桜丘町 16 番 13 号 SkylandVentures 2 号投資事業有限責任組合	119,200 株
	東京都中央区日本橋二丁目 3 番 4 号日本橋プラザビル 7 F 三菱 UFJ キャピタル 5 号投資事業有限責任組合	100,000 株
	東京都千代田区大手町二丁目 3 番 1 号 日本郵政キャピタル株式会社	91,100 株
	東京都港区赤坂四丁目 15 番 1 号赤坂ガーデンシティ 18F 株式会社ベクトル	85,000 株
	長野県北佐久郡御代田町 山田 浩輝	75,000 株

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。この文書は、米国における証券の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

東京都中央区八重洲一丁目 3 番 4 号三井住友銀行呉服橋ビル SMBC ベンチャーキャピタル 5 号投資事業 有限責任組合	69,700 株
東京都中央区八重洲一丁目 3 番 4 号三井住友銀行呉服橋ビル SMBC ベンチャーキャピタル 3 号投資事業 有限責任組合	59,300 株
東京都中央区八重洲一丁目 3 番 4 号三井住友銀行呉服橋ビル SMBC ベンチャーキャピタル 4 号投資事業 有限責任組合	59,300 株
東京都港区六本木六丁目 8 番 10 号ステップ六本木ビル 5 F C a t a l y S T 1 号投資事業有限責任組合	50,000 株
東京都渋谷区恵比寿西一丁目 20 番 2 号 西武しんきんキャピタル企業投資 3 号投資 事業有限責任組合	50,000 株
東京都渋谷区渋谷二丁目 17 番 1 号 グローバル・ブレイン 6 号 7 号 F 投資事業 有限責任組合	42,000 株
東京都大田区 千本 倅生	30,000 株
東京都港区 佐藤 裕介	15,000 株
東京都文京区 菅原 大太郎	15,000 株
東京都港区 赤坂 優	15,000 株
東京都渋谷区渋谷二丁目 21 番 1 号渋谷ヒカリエ 33 階 90s 1 号投資事業有限責任組合	14,600 株
福岡県福岡市中央区 竹内 慎優	5,000 株

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。この文書は、米国における証券の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向けの売出しとし、みずほ証券株式会社、野村證券株式会社、株式会社SBI証券、大和証券株式会社、松井証券株式会社、マネックス証券株式会社、楽天証券株式会社、岡三証券株式会社、東海東京証券株式会社、あかつき証券株式会社、極東証券株式会社、水戸証券株式会社及び東洋証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受けさせる。なお、本売出しに係る売出株式のうちの一部が、引受人の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売されることがある。
- (4) 売 出 価 格 未定（上記1.における発行価格と同一となる。）
- (5) 申 込 期 間 上記1.における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記1.における株式受渡期日と同一である。
- (8) 引 受 人 の 対 価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般向けの売出しにおける売出価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。引受価額は、上記1.における募集株式の引受価額と同一とする。
- (9) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

3. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 438,400株（上限）
（売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、または本売出しそのものが中止される場合がある。なお、売出株式数は、需要状況等を勘案した上で、2024年9月12日（発行価格等決定日）に決定される。）
- (2) 売 出 人 東京都千代田区大手町一丁目5番1号
みずほ証券株式会社
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向けの売出しである。
- (4) 売 出 価 格 未定（上記1.における発行価格と同一となる。）
- (5) 申 込 期 間 上記1.における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記1.における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。この文書は、米国における証券の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

4. 当社指定販売先への売付け（親引け）について

上記2. の引受人の買取引受による株式売出しに関して、当社は、みずほ証券株式会社に対し、売出し株式数のうち取得金額 500 百万円に相当する株式数を上限として、当社株主への参画によって、当社の企業価値向上に資すること目的に、アセットマネジメント One 株式会社が運用を行うファンドを当社が指定する販売先（親引け先）に売り付けることを要請する予定であります。なお、親引けは日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、当社が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。

【ご参考】

1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

(1) 募 集 株 式 数 当社普通株式 325,000株

(2) 売 出 株 式 数 ① 引受人の買取引受による売出し

当社普通株式 2,598,100 株

② オーバーアロットメントによる売出し（※）

当社普通株式 上限438,400株

(3) 需 要 の 申 告 期 間 2024 年 9 月 5 日（木曜日）から

2024 年 9 月 11 日（水曜日）まで

(4) 価 格 決 定 日 2024 年 9 月 12 日（木曜日）

（発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件に基づく需要状況等を勘案した上で決定する。）

(5) 申 込 期 間 2024 年 9 月 13 日（金曜日）から

2024 年 9 月 19 日（木曜日）まで

(6) 払 込 期 日 2024 年 9 月 24 日（火曜日）

(7) 株 式 受 渡 期 日 2024 年 9 月 25 日（水曜日）

(注) 上記(2)①に記載の引受人の買取引受による売出しに係る売出株式の一部が引受人の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売されることがあります。

(※) オーバーアロットメントによる売出しについて

上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による募集株式発行及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、みずほ証券株式会社が 438,400 株を上限株式数として行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は、上限株式数を示したものであり、需要状況等により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、みずほ証券株式会社が当社株主であるグローバル・ブレイン 7 号投資事業有限責任組合、One Capital 1 号投資事業有限責任組合、One CapitalDX 1 号投資事業有限責任組合及びグローバル・ブレイン 6 号 7 号 F 投資事業有限責任組合（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、みずほ証券株式会社は、438,400 株を上限として貸株人より追加的に当社普通株式を取得する権利（以下「グリーンシュエーション」という。）を 2024 年 10 月 18 日を行使期限として貸株人より付与される予定であります。

また、みずほ証券株式会社は、2024 年 9 月 25 日（上場日）から 2024 年 10 月 18 日までの間、貸株人

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。この文書は、米国における証券の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。

みずほ証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、貸株人から借入れている株式の返還に充当し、当該株式数については、グリーンシュエアオプションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

2. 今回の募集株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	6,948,170株
公募による新株式発行による増加株式数	325,000株
公募後の発行済株式総数	7,273,170株

3. 調達資金の使途

今回の公募による募集株式発行における手取概算額 610,890 千円（※）については、運転資金として、広告宣伝費並びにシステム開発関連費に充当する予定であります。具体的には以下のとおりであります。

①広告宣伝費

当社の事業成長の重要な課題である Z キャリアの認知率向上及び求職者会員登録数の増加を目的としたマス広告の実施のために 2025 年 9 月期に 500,000 千円を充当する予定であります。

②システム開発関連費

今後のプロダクト価値向上のために必要なシステム開発関連費として、2025 年 9 月期にシステム開発人材の採用費及び人件費として 40,890 千円並びに業務委託費として 70,000 千円を充当する予定であります。

なお、具体的な充当期までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

（※）有価証券届出書提出時における想定発行価格 2,110 円を基礎として算出した見込額であります。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。この文書は、米国における証券の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

4. 株主への利益配分

(1) 利益配分の基本方針

当社は、株主に対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置付けておりますが、現状において成長過程であり、財務体質の強化と事業拡大のための内部留保の充実等を図り、運転資金若しくは設備投資に充当することで更なる事業拡大をすることが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。そのため、今後においても当面の間は内部留保の充実を図る方針であります。

(2) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、収益力強化のための開発投資や優秀な人材確保のための資金等に充当し、事業の継続的な発展のための資金として有効に活用していく考えであります。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

上記(1)、(2)に基づき、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案した上で、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。

(4) 過去の3決算期間の配当状況

	2021年9月期	2022年9月期	2023年9月期
1株当たり当期純損失 (△)	△101.75円	△137.36円	△111.81円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	－円 (－円)	－円 (－円)	－円 (－円)
実績配当性向	－	－	－
自己資本当期純利益率	－	－	－
純資産配当率	－	－	－

(注) 1. 上記各数値は当社単体決算情報に基づき記載しております。

2. 1株当たり当期純損失金額は、期中平均株式数に基づき算出しております。

3. 1株当たり配当額(1株当たり中間配当額)、実績配当性向、純資産配当率については、配当を実施していないため、記載しておりません。

4. 2021年9月期、2022年9月期及び2023年9月期の自己資本当期純利益率については、当期純損失を計上しているため、記載しておりません。

5. 当社は、2021年9月24日付で普通株式1株につき5,000株の株式分割を行っております。2021年9月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純損失を算定しております。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。この文書は、米国における証券の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

5. ロックアップについて

公募による募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、当社株主であるパーソルキャリア株式会社はみずほ証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後 1080 日目の 2027 年 9 月 9 日までの期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等を行わない旨合意しております。

また、売出人かつ貸株人であるグローバル・ブレイン 7 号投資事業有限責任組合、One Capital 1 号投資事業有限責任組合、One CapitalDX 1 号投資事業有限責任組合及びグローバル・ブレイン 6 号 7 号 F 投資事業有限責任組合、売出人である中嶋汰朗、山田浩輝並びに当社株主（新株予約権者含む）である KxShareHW 投資事業有限責任組合、株式会社オープンアップグループ、株式会社 PKSHA Technology、Darjiun Venture Corporation、AG キャピタル株式会社、株式会社 AMG、株式会社エアトリ及び垂水隆幸は、みずほ証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後 360 日目の 2025 年 9 月 19 日までの期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと、グリーンシュエーションの対象となる当社普通株式をみずほ証券株式会社が取得すること等を除く。）等を行わない旨合意しております。

加えて、売出人である SkylandVentures 2 号投資事業有限責任組合、千本倅生、佐藤裕介、菅原大太郎、赤坂優及び竹内慎優並びに当社株主である株式会社サイバーエージェント、株式会社マイナビ、イーストベンチャーズ 2 号投資事業有限責任組合、株式会社ロバスト、CVI Investments, Inc.、株式会社くふうカンパニー及び株式会社 TWOSTONE&Sons は、みずほ証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後 180 日目の 2025 年 3 月 23 日までの期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。）等を行わない旨合意しております。

さらに、当社は、みずほ証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後 180 日目の 2025 年 3 月 23 日までの期間中はみずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、公募による募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、みずほ証券株式会社は上記 1080 日間、360 日間又は 180 日間のロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。

6. 配分の基本方針

販売に当たりましては、東京証券取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注)「4. 株主への利益配分」における今後の株主に対する利益配分に係る部分は、一定の配当を約束するものでなく、予想に基づくものです。

以 上

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。この文書は、米国における証券の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。